

(50) 新合併処理浄化槽設置整備事業補助金	
【担当部署】 税務住民課生活環境係 【電話番号】 0167-44-2124	【窓口の場所】 役場庁舎 1階
【ホームページアドレス】 https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003359.html	
【補助金の内容】 ・居住を目的とした新築住宅に合併処理浄化槽を新設する方および既設の単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換を行う方に対し、人槽に応じて設置費用の一部を補助する。	
【補助対象者】 ・下水道整備計画地域を除く全区域が対象 ・居住を目的とした新築住宅に合併処理浄化槽を新設する方および既設の単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換を行う方（店舗兼用住宅及び共同住宅のうち居住部分に係わる分） ・設置場所の居住者でない場合は、住民登録を異動（転居）すること ・販売等の事業目的での設置でないこと ・町に納める各種税金、使用料等が未納となっていないこと	
【補助金額】 5人槽：58万5千円、7人槽：71万1千円、10人槽：99万円	
【実施期間】 平成21年度～令和10年度	
【申請に必要なもの】 合併浄化槽を設置することができる許可業者（排水設備等工事指定業者）を決定する ↓ 必要事項を記載した「申込書」を役場へ提出する ↓ 工事着手前に「申請書等」を役場へ提出する ・申請書（様式第1号） ・設置場所付近の見取り図 ・浄化槽工事の内訳（見積）書（様式第2号） ・設置する浄化槽が補助対象のものであることを確認するための書類で、町長が別に定めるもの ・その他町長が必要と認めるもの	
【交付までの流れ】 ①申込書提出⇒ ②補助金の申請（9月末日まで）⇒ ③補助金の交付決定⇒ ④工事⇒ ⑤工事中間確認⇒ ⑥工事完了確認（2月末日まで）⇒ ⑦補助金額の決定・通知⇒ ⑧指定口座へ振込み	
【備考】	